健康日本 21 福岡市計画進捗状況

(平成 29 年度)

中間評価(平成 25~29 年度)

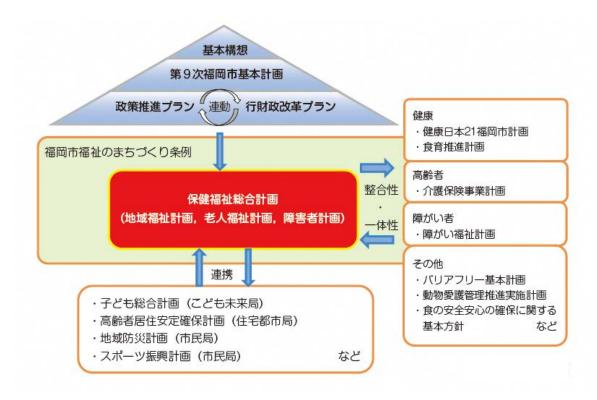
保健福祉局 健康医療部 健康増進課

第1章 健康日本21福岡市計画の概要

1 計画の位置づけ

「健康日本 21 福岡市計画 (第 2 期)」は、福岡市の健康づくりの取組みに関する総合的な計画として策定した。

本計画は、健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画であり、「福岡市保健福祉総合計画」の理念等を踏まえた分野別計画である。



2 計画期間

平成 25 年度から平成 32 年度の 8 年間 ※平成 29 年度に中間評価を実施

3 基本理念

健康は、市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくための基礎であり、まず市 民一人ひとりの健康づくりの取組みが重要です。

健康日本 21 福岡市計画では、市民の自主的な健康づくりを支援するため、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、様々な機関・団体等と連携し、家庭・職場・地域など、福岡市のあらゆる場面で健康づくりを進めます。

これらを通じて健康福祉のまちづくりの実現を図ります。

4 基本方針

- (1)健康寿命の延伸
- (2) 生活習慣病の発症予防・重症化予防
- (3) ライフステージに応じた健康づくり
- (4) 地域や職場での健康づくり
- (5)健康づくりの環境整備
- (6) 数値指標の設定と継続的なデータ把握

5 施策体系図

1 生活習慣病対策の推進

- (1) 生活習慣の改善
 - ①栄養・食生活、②運動・身体活動、③休養
 - ④飲酒, ⑤喫煙, ⑥歯・口腔の健康
- (2) 生活習慣病の早期発見と重症化予防
 - ①がん、②循環器疾患(心疾患・高血圧・脳卒中)
 - ③糖尿病・慢性腎臓病(CKD)
- 2 こころの健康づくり
- 3 次世代の健康づくり
- (1) 親と子の健康づくり
- (2) 学校における児童生徒の健康づくり
- 4 女性の健康づくり
- (1) 若い女性の健康づくり
- (2) 中高年の女性の健康づくり
- 5 高齢者の健康づくり
- (1) 高齢者の社会参加・地域の支え合い
- (2) 介護予防
- (3) 認知症予防
- 6 みんなで取り組む 健康づくり
- (1) 地域の健康づくり支援
- (2) 企業・NPO・民間団体等との連携・支援
- (3) 健康支援の仕組みづくり
- (4) 健康づくりの環境整備